

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
○ 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件三件 二二〇
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二二〇
- 保安林の指定をする件 二二〇
- 保安林の指定を解除する件 二二〇
- 公告
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 二二三
- 河川整備計画を定めた件 二二三

告 示

福島県告示第三百七号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十一年四月一日救急病院として認定した。
 平成三十一年四月十二日

名称 所在地
 医療法人社団恵周会白河病院 白河市六反山一〇番地一
 福島県知事 内堀雅雄
 認定有効期限 平成三十四年三月三十一日
 （地域医療課）

福島県告示第三百八号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十一年四月一日救急病院として認定した。
 平成三十一年四月十二日

名称 所在地
 福島県知事 内堀雅雄
 認定有効期限

医療法人社団青空会大町病院 南相馬市原町区大町三丁目九 平成三十四年三月三十一日
 七番地
 （地域医療課）

福島県告示第三百九号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十一年四月一日救急病院として認定した。
 平成三十一年四月十二日

名称 所在地
 公益財団法人ときわ会常磐病 福島県知事 内堀雅雄
 院 いわき市常磐上湯長谷町上ノ 認定有効期限
 台五七 平成三十四年三月三十一日
 （地域医療課）

福島県告示第三百十号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、釜池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（ため池整備工事）））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成三十一年四月十二日

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 内堀雅雄
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間 平成三十一年四月十五日から（二十二日間）
- 同 年五月七日まで
- 三 縦覧の場所 矢吹町役場
 （農村計画課）

福島県告示第三百十一号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成三十一年四月十二日

- 一 保安林の所在場所 福島県知事 内堀雅雄
- 相馬市柏崎字東柏崎三五から四一まで、四二の一、四三の一、四四の一、四五から四七まで、四八の一、四八の二、四九の一、五〇の一、五〇の二、五一、五二
- 二 指定の目的

潮害の防備
三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所
いわき市小浜町台一六六の二から一六六の四まで
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

公 告

公告第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十一年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
母畑地区土地改良区

退任した役員
役別 氏名
理事 加納 武夫

住所
石川郡石川町字響取五四番地の八

就任した役員
役別 氏名
理事 塩田 金次郎

住所
石川郡石川町大字形見字道橋二九番地の一

(農村計画課)

公告第六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十一年四月十二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
泉崎村土地改良区

退任した役員
役別 氏名
理事 鈴木 一

住所

西白河郡泉崎村大字泉崎字中ノ内三三番地五

同 海上 一男 同 郡同 村大字泉崎字新宿一六番地一

同 小林 啓世 同 郡同 村大字泉崎字富久保一二番地

同 星 彰一 同 郡同 村大字泉崎字川畑二〇番地

同 西巻 勝一 同 郡同 村大字泉崎字狐山二番地

同 藤原 邦男 同 郡同 村大字太田川字居平一七番地

同 佐々木 峰男 同 郡同 村大字踏瀬字踏瀬四番地

同 星 貞雄 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下三番地

同 大森 弘美 同 郡同 村大字泉崎字十八夜山一番地の一〇

同 三本木 夏夫 同 郡同 村大字北平山字新田二二番地

就任した役員
役別 氏名
理事 穂積 勝則

住所

西白河郡泉崎村大字泉崎字中ノ内三七番地

同 海上 一男 同 郡同 村大字泉崎字新宿一六番地一

同 小林 啓世 同 郡同 村大字泉崎字富久保一二番地

同 室 啓一郎 同 郡同 村大字泉崎字寄井四六番地

同 鈴木 義勝 同 郡同 村大字泉崎字大小踏切一番地

同 深谷 正一 同 郡同 村大字太田川字居平四番地

同 白岩 美明 同 郡同 村大字踏瀬字滝原前山八番地

同 小林 正文 同 郡同 村大字北平山字新田四二番地

同 大森 弘美 同 郡同 村大字泉崎字十八夜山一番地の一〇

同 瀧 栄 同 郡同 村大字北平山字堂ノ下二三番地一

(農村計画課)

公告第六十八号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。

この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県相双建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年四月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

河川整備計画の名称 二級河川地藏川水系河川整備計画

（河川計画課）